

新型コロナウイルス感染症にかかる自宅療養者等に対する医療ケアについて

1 事業の概要

新型コロナウイルス感染症患者の急増に伴い、自宅や高齢者施設等において自宅療養等を行っている患者に対し安心できる環境を確保するため、往診や訪問看護・処方薬の提供を行った医療機関に対し協力金を支給する。

(1) 事業の対象となる患者

自宅や福祉施設（介護老人福祉施設、障害者支援施設、福祉型障害児入所施設）、宿泊療養施設等において待機・療養している者で、保健所等から受診勧奨のあった者

(2) 支援内容

・支援額 保健所等からの受診勧奨に対応した医療機関に対して支援

診療所等：1日あたり50,000円

（実地に往診した場合に限る〔電話再診、オンライン診療のみの場合は対象外〕）

訪問看護：1日あたり30,000円（医師の往診のない日に限る）

薬局：1日あたり10,000円（処方薬の提供・服薬指導の場合）

※診療報酬等については、各医療機関において請求

・支援期間 令和3年4月12日～令和3年9月30日

(3) 急変時の対応

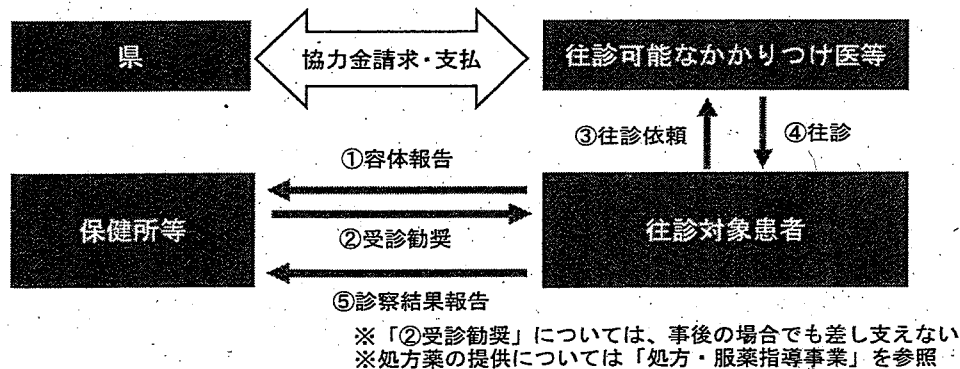
体調が悪化した場合は保健所等が連絡を受け、必要に応じ入院等の調整を行う。

(4) 福祉施設等への往診における留意点

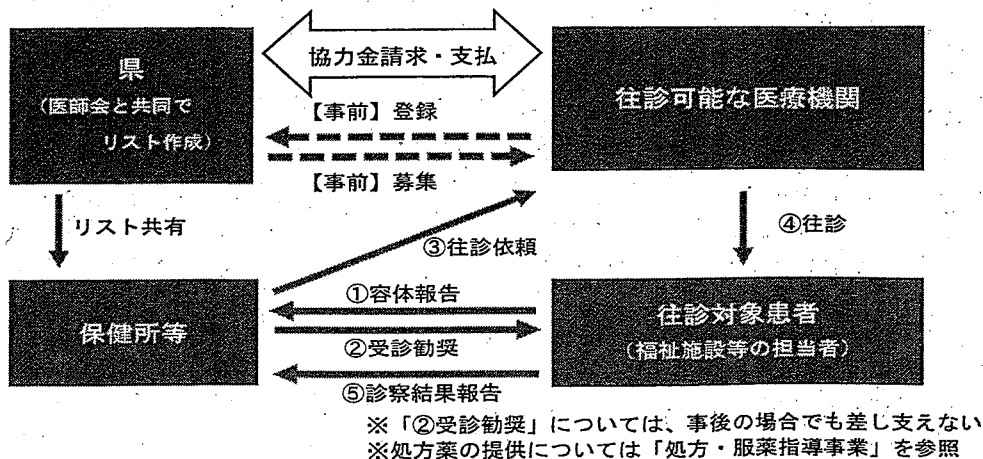
往診対象となる患者が福祉施設等に入所している場合、当該施設の常勤医師・嘱託医が所属する医療機関等については、本事業の協力金支給の対象外とする。

2 自宅や福祉施設等への往診（往診支援事業）

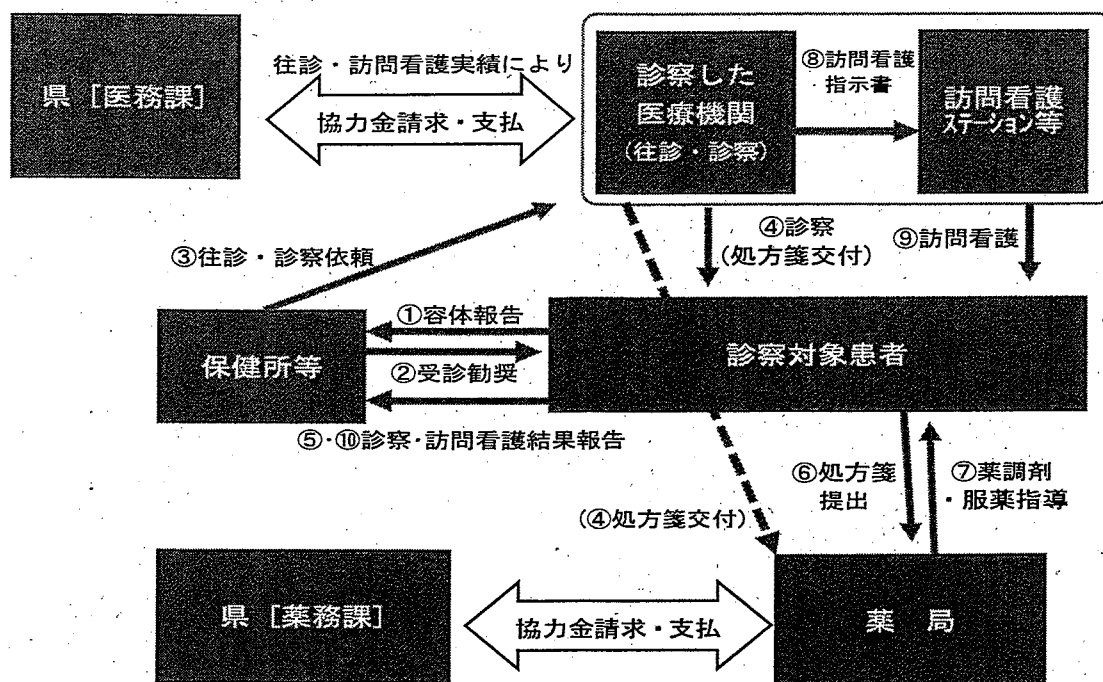
(1) 往診可能なかかりつけ医がいる場合



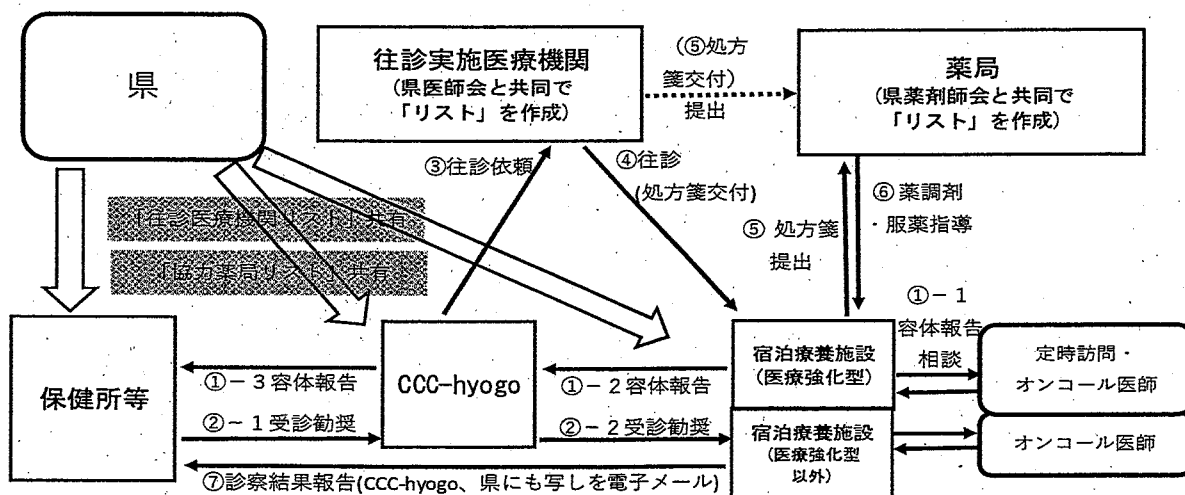
(2) 往診可能なかかりつけ医のいない場合



(3) 診察医師の指示に基づく訪問看護の場合（訪問看護事業）
処方薬提供の場合（処方・服薬指導事業）



3 宿泊療養施設への往診（往診支援事業）



※ 緊急を要する場合は、宿泊療養施設やCCC-hyogoが、直接往診実施医療機関に往診を依頼しても差し支えない

(ア) 受付時間

宿泊療養施設からCCC-hyogoへの往診依頼時間は、当面は9:00～15:00（平日のみ）とする。

※ 時間外の対応については、事案の状況により個別に対応する

(イ) 当面の対応

- ・ 5月21日から、既存の医療機関リストを活用し、医療強化型施設であるホテルヒューイット甲子園及びグリーンリッチホテル神戸三宮への往診を開始する
- ・ 運用状況や往診可能な医療機関数等を踏まえ、順次、全宿泊療養施設へ拡大する